

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>【本編】</p> <p>Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理 Ⅲ－４－１１ 金融機能強化法に関する留意事項 Ⅲ－４－１１－１ ～ Ⅲ－４－１１－４ （略）</p> <p>Ⅲ－４－１１－５ 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等 （略）</p> <p>（新設）</p> | <p>【本編】</p> <p>Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理 Ⅲ－４－１１ 金融機能強化法に関する留意事項 Ⅲ－４－１１－１ ～ Ⅲ－４－１１－４ （略）</p> <p>Ⅲ－４－１１－５ <u>震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</u> （略）</p> <p>Ⅲ－４－１１－６ <u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第５条第１項及び第１７条第１項に規定する株式等の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>（１） <u>金融機能強化法附則第２６条第１項、又は、第２７条第１項に基づく株式等の引受け等の申込みを行うことに関する要件</u> <u>金融機能強化命令附則第１３条第１項第１号、第１６条第１項第７号イに基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等である旨が記載されているか確認する。</u> <u>また、当該金融機関等における新型コロナウイルス感染症等（金融機能強化法附則第２６条第１項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置をいう。以下同じ。）の影響を受けた者への信用供与の状況が記載されているか確認する。</u></p> <p>（２） <u>金融機能強化法第５条第１項第４号及び第１７条第１項第３号に規定</u></p> |

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 案 |
|-----|---|
| | <p>する要件 <u>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p>① <u>部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。</u></p> <p>② <u>減資若しくは準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。</u></p> <p>③ <u>労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により職員の地位が不当に害されないものであること（金融機能強化法第17条第1項第3号に規定する要件に限る。）。</u></p> <p>(3) <u>金融機能強化法第5条第1項第8号及び第17条第1項第4号ホに規定する要件</u> <u>審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、新型コロナウイルス感染症等による新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(4) <u>金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、全漁連等との協議を経たものであるかを確認する。</u></p> <p>Ⅲ-4-11-7 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p> |

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 案 |
|-----|---|
| | <p><u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第10条及び第11条並びに第20条及び第21条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</u></p> <p><u>(1) 経営強化計画の履行状況のフォローアップ</u> <u>経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。</u></p> <p><u>(2) 監督上の措置</u> <u>履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</u> <u>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> |

附 則

この通知の改正は、令和 年 月 日から適用する。